

総社市告示第24号

総社市営住宅用途廃止実施要綱を次のとおり定める。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市営住宅用途廃止実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅の用途廃止の実施に関し、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、総社市営住宅管理条例（平成17年総社市条例第206号。以下「条例」という。）及び総社市営住宅管理条例施行規則（平成17年総社市規則第154号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 条例第2条第1号に規定する市営住宅をいう。
- (2) 用途廃止 法第44条第3項の規定に基づく用途の廃止をいう。
- (3) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅のうち、市営住宅以外のものをいう。
- (4) 旧住宅 用途廃止により除却することとなる市営住宅をいう。
- (5) 対象者 旧住宅の入居者であって、明渡しの請求を受けたものをいう。
- (6) 新住宅 対象者が旧住宅の明渡しにより入居する転居後の住宅をいう。
- (7) 他の市営住宅 旧住宅以外の市営住宅をいう。

(用途廃止の決定等)

第3条 市長は、市営住宅が耐用年限（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第13条第1項に規定する耐用年限をいう。）を経過した場合において、当該市営住宅を引き続き管理することが困難であると認めるときは、当該市営住宅の用途廃止を決定するとともに、当該市営住宅の入居者に対して明渡しの請求を行うものとする。

2 前項に規定する明渡しの請求は、市営住宅明渡請求書により行うものとする。

3 市長は、第1項の明渡しの請求に際し、必要と認める場合は、説明会の開催等の措置を講ずるものとし、市営住宅の用途廃止及び明渡しについて、当該市営住宅の入居者の理解と承諾を得られるよう努めなければならない。

(明渡しの承諾)

第4条 対象者は、旧住宅の明渡しを承諾したときは、市営住宅明渡承諾書を市長に提出するものとする。

(新住宅の確保)

第5条 市長は、対象者に対して他の市営住宅を新住宅として提供するために必要と認めるときは、当該他の市営住宅における入居者の募集を適当な範囲において停止することができる。

2 市長は、対象者が公営住宅への入居を希望するときは、当該公営住宅の事業主体に対して協力を求め、新住宅の確保に努めるものとする。

(移転補償金の額)

第6条 対象者が旧住宅を明け渡した際に、当該対象者に支払う補償金（以下「移転補償金」という。）の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 協力金 旧住宅における1戸につき5万円。ただし、市長の指定する期日までに旧住宅を明け渡した場合に限る。
 - (2) 移転料 中国地区用地対策連絡会の補償金算定標準書により算定した補償金
 - (3) その他経費 給湯器及び空調機器等の移設に要する費用のほか、市長が特に必要と認めた経費
- (移転補償金の支払)

第7条 対象者は、旧住宅の明渡しを完了したときは、移転補償金請求書に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、旧住宅の明渡しの完了を確認の上、当該対象者に対して移転補償金を支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該対象者の市営住宅使用料に滞納があるとき又は旧住宅に残された廃棄物等の処分費を必要とするときは、移転補償金の全部又は一部をこれに充当することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、対象者の事情等を勘案し、必要があると認めるときは、旧住宅の明渡しが完了する前に移転補償金の一部を支払うことができる。

(旧住宅の補修等)

第8条 対象者は、旧住宅を明け渡すときは、当該旧住宅の補修及び原状回復を要しないものとする。

(他の市営住宅への入居の手続)

第9条 市長は、対象者が他の市営住宅への入居を希望するときは、条例の規定に基づく市営住宅の入居の手続を行わせるものとする。

2 前項の規定による入居の手続において、新住宅の敷金は、旧住宅の敷金をもってこれに充当することとし、市長は、その過不足の額を還付又は徴収しないものとする。

(家賃の特例の取扱い)

第10条 市長は、条例第38条の規定により家賃の額を減額する場合において、新住宅の家賃の額に変更があったときは、変更後の家賃をもって算出した額を減額するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。